

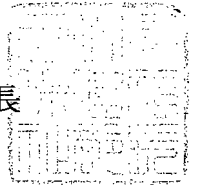
障 第 1 7 号

平成20年4月1日

(社) 岡山県手をつなぐ育成会

会 長 徳 田 公 裕 殿

岡 山 県 保 健 福 祉 部 長



岡山県心身障害者扶養共済制度の改正について

心身障害者扶養共済制度は、障害者を扶養する保護者の共済制度として昭和45年に全国規模で発足し、障害者の生活の安定のため寄与してまいりましたが、医療の進歩等により障害のある方々が年金を受け取られる期間が大きく延びたことや近年の低金利による資金運用利回りの低下等により、年金の給付を将来にわたり安定的に行うための財政が極めて逼迫してきております。

このため、国と制度を運用する独立行政法人福祉医療機構において、検討が重ねられた結果、平成8年より行っている国と県による公費負担を延長するとともに、平成20年4月以降の掛金を引き上げることで制度の安定化を図るとの方針が決定され、各道府県等に指示されたところです。

当県といたしましても、上記方針に従い先の2月定例県議会において、別紙のとおり「岡山県心身障害者扶養共済制度条例」を改正し、制度の維持安定を図ることとしましたので、御理解いただきますとともに今後の制度の円滑な運営について一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、現在の制度加入者に対しましては、別紙により通知する予定です。

平成20年4月1日

心身障害者扶養共済制度
加入者各位



岡山県保健福祉部障害福祉課

心身障害者扶養共済制度の改正について

心身障害者扶養共済制度は、保護者が亡くなられた後、障害のある方々に終身にわたり一定額の年金を給付することによりその生活の安定が図られるよう、保護者が生存中に納付された掛金により運営されている相互扶助の制度で、昭和45年に全国規模で発足したものです。現在、全国で約9万人の方々が加入されており、今後ともその役割を十分果たしていけるよう安定した制度としていくことが要請されています。

この制度が発足してから37年を経過し、医療の進歩等により障害のある方々が年金を受け取られる期間が大きく延びたことや近年の低金利による資金運用利回りの低下等により、年金の給付を将来にわたり安定的に行うための財政が極めて逼迫してきております。

このため、国と制度を運用する独立行政法人福祉医療機構において、検討が重ねられた結果、平成8年より行っている国と県による公費負担を延長するとともに、平成20年4月以降の掛金を引き上げることにより制度の安定化を図るとの方針が決定され、各道府県等に指示されたところです。

加入者の皆さまには、誠に心苦しいところではありますが、当県といたしましても、上記方針に従って制度の維持安定を図るために、先の2月定例県議会において「岡山県心身障害者扶養共済制度条例」を改正し、平成20年4月から掛金の引き上げを行うこととしましたので、何卒御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、今回の改正内容は別紙のとおりですので、掛金の改定額を御確認いただきますようお願いいたします。

心身障害者扶養共済制度の改正について

1 制度改正の趣旨

今回の制度改正は、制度安定化のために、厚生労働省及び制度を運営する独立行政法人福祉医療機構が決定した方針に基づいて全国的に実施されるものでありますが、以下の改正趣旨等につきご理解いただきますようお願いいたします。

心身障害者扶養共済制度は、障害者を扶養している保護者の方々の共済制度として、保護者が納付した掛金を原資として、保護者が亡くなられた後に、障害者に対し終身にわたり年金を給付し、その生活の安定を図ることを目的とするものであり、昭和45年に全国規模で発足したものであります。

本来、「年金給付の原資となる掛金」と「年金給付」については、適正なバランスが保たれている必要があるため、不足分を補うために平成8年から国及び道府県市からの公費負担を行ってきましたが、近年の低金利や年金受給期間の長期化等により、再度財政が悪化し、将来の安定的な年金給付のため、掛金について引き上げざるを得なくなったものです。

今回、厚生労働省が決定した改正方針は、平成7年度から行っている国と道府県・政令指定都市が財政負担を延長し、平成20年4月以降については、掛金を将来の年金給付のために必要な額に改定するというものであります。

2 制度改正の概要

今回の制度改正は、「(1) 掛金の改定」と「(2) 弔慰金及び脱退一時金の額の改定」の2点を内容とし、平成20年4月から実施するものであります。

(1) 掛金の改定について

① 新規加入者の掛金

平成20年4月1日以後の新規加入者の掛金は、次表の額になります。

| 加入時の年齢 | 掛金月額(1口当り) |
|------------|------------|
| 35歳未満 | 9,300円 |
| 35歳以上40歳未満 | 11,400円 |
| 40歳以上45歳未満 | 14,300円 |
| 45歳以上50歳未満 | 17,300円 |
| 50歳以上55歳未満 | 18,800円 |
| 55歳以上60歳未満 | 20,700円 |
| 60歳以上65歳未満 | 23,300円 |

② 既加入者の掛金

平成20年3月31日以前に加入されている方の掛金の額は、平成20年4月から、次のとおり引き上げられます。

| 平成20年3月までの掛金の額(1口当たり) | → | 平成20年4月以降 |
|-----------------------|---|-----------|
| 3,500円 | | 5,600円 |
| 4,500円 | | 6,900円 |
| 6,000円 | | 8,700円 |
| 7,400円 | | 10,600円 |
| 8,900円 | | 11,600円 |
| 10,800円 | | 12,800円 |
| 13,300円 | | 14,500円 |

(2) 弔慰金及び脱退一時金の額の改定について

① 加入者より先に障害のある方が死亡したときに、一時金として支給される弔慰金の額が1口当たり次のとおりとなります。

| 加入期間 | 新規加入者 (平成20年4月以後に加入) | 既加入者(平成20年3月31日以前に加入) | |
|------------|-------------------------|-----------------------|---------------------|
| | | 平成20年3月31日以前に死亡された場合 | 平成20年4月1日以後に死亡された場合 |
| 1年以上～5年未満 | 50,000円 | 20,000円 | 30,000円 |
| 5年以上～20年未満 | 125,000円 | 50,000円 | 75,000円 |
| 20年以上 | 250,000円 | 100,000円 | 150,000円 |

② この制度から脱退したときに、一時金として支給される脱退一時金の額が1口当たり次のとおりとなります。

| 加入期間 | 新規加入者 (平成20年4月以後に加入) | 既加入者(平成20年3月31日以前に加入) | |
|-------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|
| | | 平成20年3月31日以前に脱退の申出をされた場合 | 平成20年4月1日以後に脱退の申出をされる場合 |
| 5年以上～10年未満 | 75,000円 | 30,000円 | 45,000円 |
| 10年以上～20年未満 | 125,000円 | 50,000円 | 75,000円 |
| 20年以上 | 250,000円 | 100,000円 | 150,000円 |